

グループホーム開設準備支援事業

【背景】

本市では、障害者が住み慣れた地域で生き活きと輝いて暮らすために、暮らし場として、グループホームの整備を推進しているところであるが、現状では、その数は十分満たされているわけではない。第3期障害福祉計画においては、グループホームのサービス見込量が平成26年度末で776人に対して、サービス利用者は636人となっている。第4期障害福祉計画では、平成28年度のサービス利用者見込数を808人と見込んでおり、供給体制の確保は急務となっている。

【現状と課題】

本市内のグループホームの数は、平成27年4月1日現在で、住居数160・定員数592人となっている。

グループホームの開設方法は主に下記の3種類であり、法人の大半が(3)の方式で整備している。

(1) 新築 (2) 建て貸し方式 (3) 既存物件を活用する方式

法人が(3)の方式でグループホームを開設する際には、利用対象者の障害の状況に合わせて物件を改修する必要が生じるが、その費用負担が法人にとって、大きな障壁となっている。

【事業内容】

グループホームの更なる整備促進を図るため、法人が既存物件を活用してグループホームを開設する際の改修工事にかかる費用を補助する。

- ・リフト設備設置
- ・トイレ、風呂、洗面所、階段・廊下の改修
- ・階段・廊下の手すりの設置
- ・間仕切壁の防火措置に係る改修 等

【補助対象】

- ・本市内の既存物件を活用してグループホームを新規開設する法人
(買い取り物件、賃貸物件、いずれの場合も対象とする。)

【補助金額】

15,000,000円

1,500,000円×10か所=15,000,000円